

(愛媛県報平成 29 年 10 月 27 日第 2921 号外 1 別記)

平成 29 年度

行政監査結果報告書

(災害や危機発生時に対応するための備えについて)

平成 29 年 10 月

愛媛県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査の目的	1
2 監査の主な着眼点	1
3 監査の対象	1
4 監査実施期間及び監査実施方法	4

第2 監査の結果

1 平時における事前対策について	9
2 資機材等の整備について	11

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、「災害や危機発生時に対応するための備えについて」をテーマとして実施した。

1 監査の目的

近年、県内外において、地震や豪雨による土砂崩れなどの自然災害が多く発生しているとともに、高病原性鳥インフルエンザといった感染症による危機事象も発生している。

想定を遥かに超えた被害をもたらした東日本大震災から6年が経過し、県では地域防災計画や危機管理計画等に基づき様々な取り組みを進めているところであるが、平成28年4月の熊本地震の被害が甚大であったことや最近の集中豪雨による水害の発生などにより、県民の防災意識も一層高まっていることから、本県の災害や危機発生時に対応するための備えについて検証し、もって非常時の対応力の向上に資することを目的とする。

2 監査の主な着眼点

(1) 平時における事前対策について

- ・危機管理マニュアル等は整備されているか
- ・関係機関との協力・連携体制は整備されているか
- ・訓練、研修は行われているか
- ・情報収集、情報提供等の体制整備は行われているか

(2) 資機材等の整備について

- ・資機材等の調達、確保は適正に行われているか
- ・資機材等の保管場所、保管状況は適切か
- ・資機材等の品質、機能の確保は適切に行われているか
- ・資機材等の運用について、研修、周知を行っているか

3 監査の対象

監査対象機関は、災害や危機発生時に対応するための資機材や備蓄品等を整備、保管している機関及びその所管課とした。

資機材・備蓄品等を所有する機関及び所管課

所管部局	機関(監査対象機関)	想定する主な災害・危機事象
県民環境部	消防防災安全課	石油コンビナート等の災害
	防災危機管理課	①災害対策基本法第2条第1号に規定する災害 ②重大事故（原子力災害、大規模火災、油流出事故等） ③武力攻撃事態、テロ等
	原子力安全対策課	原子力災害
	原子力センター	
	東予地方局総務県民課	①大規模自然災害（大規模風水害、大規模地震災害）
	今治支局総務県民室	②重大事故（原子力災害、大規模火災、油流出事故等）
	中予地方局総務県民課	③武力攻撃事態、テロ等
	八幡浜支局総務県民室	
	南予地方局総務県民課	
保健福祉部	保健福祉課	健康危機（感染症・食中毒・毒劇物・飲料水・その他（災害等によるもの））
	医療対策課	①地震災害、風水害、津波災害 ②原子力災害
	健康増進課	新型インフルエンザ等の新興感染症
	薬務衛生課	地震災害、風水害等、津波災害
	西条保健所	①地震災害、風水害等、津波災害
	四国中央保健所	②新型インフルエンザ等健康危機
	今治保健所	③健康危機 (感染症、食中毒、毒劇物、飲料水)
	中予保健所	④原子力災害
	八幡浜保健所	
	宇和島保健所	
農林水産部	食肉衛生検査センター	高病原性鳥インフルエンザの発生
	東予家畜保健衛生所	家畜伝染病
農林水産部	中予家畜保健衛生所	主に口蹄疫
	南予家畜保健衛生所	高病原性及び
	養鶏研究所	低病原性鳥インフルエンザ
土木部	東予地方局建設部	①南海トラフ巨大地震
	四国中央土木事務所	②風水害等一般災害

	今治土木事務所	③地震・津波等災害
	中予地方局建設部	④水質事故
	久万高原土木事務所	
	八幡浜土木事務所	
	大洲土木事務所	
	西予土木事務所	
	南予地方局建設部	
	愛南町土木事務所	
	鹿森ダム管理事務所	①ダム計画を超える異常洪水
	黒瀬ダム管理事務所	②南海トラフ巨大地震
	玉川ダム管理事務所	③ダム放流時における機器故障
	台ダム管理事務所	④貯水池内への油等の流入
	須賀川ダム管理事務所	
	山財ダム管理事務所	
公営企業管理局	県立病院課	南海トラフ地震等の大規模災害
	松山発電工水管理事務所	地震等による配水管路等の漏水事故
	今治地区工業用水道管理事務所	
	西条地区工業用水道管理事務所	
	県立中央病院	①南海トラフ地震等の大規模災害
	県立今治病院	②新型インフルエンザ等
	県立南宇和病院	③原子力災害
	県立新居浜病院	
警察本部	県警本部	①大規模災害 (地震、津波、土砂災害等)
	四国中央警察署	
	新居浜警察署	②原子力災害
	西条警察署	③新型インフルエンザ感染
	西条西警察署	
	今治警察署	
	伯方警察署	
	松山東警察署	
	松山西警察署	
	松山南警察署	
	久万高原警察署	
	伊予警察署	

大洲警察署
八幡浜警察署
西予警察署
宇和島警察署
愛南警察署

4 監査実施期間及び監査実施方法

(1) 監査実施期間

平成 28 年 11 月から平成 29 年 10 月まで

(2) 監査実施方法

監査対象機関に対し、監査調書の提出を求め、監査事務局職員による関係職員からのヒアリング及び関係書類の閲覧を行った。また、資機材・備蓄品等を保管している倉庫等の実地調査を行い、整備状況、保管状況を確認することにより実施した。

所管部局	実地確認を行った機関数			
	本庁	地方局	地方機関	計
県民環境部	1	5	1	7
保健福祉部	1	6	1	8
農林水産部		3	1	4
土木部		12		12
公営企業管理局	1		7	8
警察本部	1		16	17
計	4	26	26	56

〈保管・整備している主な資機材・備蓄品等〉

機関名	主な資機材・備蓄品
消防防災安全課	オイルフェンス、オイルフェンス巻取機、泡消火薬剤槽、泡消火薬剤
防災危機管理課	毛布、日用品セット、担架、ポータブルトイレ、消臭凝固剤、テント、アルファ米、アレルギー対応ミルク、医薬品、医療資機材、防塵マスク、ポータブル発電機、救助用工具、備蓄用パン、飲料水、ビスケット 他
原子力安全対策課	自動車（原子力防災・監視用）、デジタル式警報線量計、 α 、 β 、 γ 、中性子線用各種サーベイメーター、ゲート型モニタ、RI 防護服、空気呼吸器、放射能防護耐熱服、防護マスク・マスクフィルタ、除染キット、除染シャワーテント、IPトランシーバー、衛星携帯電話、安定ヨウ素剤調整用資機材、発電機、無菌治療システム、被ばく患者受入用資機材、ストレッチャー 他
原子力センター	放射線監視テレメータシステム、モニタリング情報共有システム屋内用端末、衛星携帯電話、モニタリングポスト・周辺モニタ、モニタリングカー、各種サーベイメータ、通信機能付き電子線量計、採土器、採泥器、ゲルマニウム半導体検出器、アラーム線量計、防護服（タイプックスーツ）、防護マスク、防護手袋、シューズカバー、汚染試料保管用テント、発電機 他
各地方局総務県民課 及び各支局総務県民室	災害救助毛布、アルファ米、アレルギー対応粉ミルク、哺乳瓶、備蓄用乾燥米、パン、ビスケット、カロリーメイト、飲料水、ポータブル発電機、救助工具セット、ポータブルトイレ（消耗品含）、防塵マスク、エアーテント、発電機付投光機、ブルーシート、ガソリン携行缶、救助用ボート、衛星携帯電話、本部用テント、携帶用発電機、宿泊用テント、寝袋、

	U S Bメモリー、自家発電ラジオ、道路地図、乾電池 他
保健福祉課	災害時派遣職員用活動資材
医療対策課	衛星電話、ノートパソコン、タブレット端末、デジタル簡易無線機、トランシーバー、ホワイトボード、会議用テーブル、台車、パイプいす、簡易ベッド、ストレッチャー、担架、バルーン型投光器、発電機、L E Dハンディライト、毛布、スクリーン、酸素吸入救急医療セット、寝袋、トイレテント、組立トイレ、 β ・ γ 線用サーベイメーター、デジタル警報線量計、防護マスク、防護服、防護手袋、除染キット、安定ヨウ素剤調製用資機材一式他
健康増進課	陰・陽圧式テント、新型感染症用治療薬
薬務衛生課	縫合止血セット、診断用具、吸引用具、気管内挿管用具、医薬品衛生材料、医療器具、固定器具、注射薬、内用・外用剤、慢性疾患治療薬、輸液ディスポ 他
各保健所	(災害時用) 衛星電話、ノートパソコン、発電機搭載型投光器、小電力トランシーバー、拡声器、ラジオ、タブレット型端末、ターポリン担架、酸素吸入救急医療セット、簡易ベッド、寝袋、テント、トイレテント、組立トイレ、災害医療救急活動用医薬品各種 他 (感染症対応用) DIF トランスバック（標準タイプ）一式、ゴーグル、フェイスシールド、手袋、ガウン、養生シート、トランジットアイソレーションフード、検体搬送用保冷容器 他
食肉衛生検査センター	感染症防護対策キット、防疫着（重ね着用）、採材キット（スワブ、遠沈管（15ml）等）、検査キット（迅速診断キット（エスプレイン A インフルエンザ）、チューブラック等） 他

各家畜保健衛生所	防疫衣、マスク、長靴、動力噴霧器、自動電気屠殺装置、ノートパソコン、デジカメ、ロープ、手洗い用タンク、コンテナバッグ、ガソリンタンク、土嚢袋、大型ペール、踏込消毒槽、車両誘導灯、投光器、懐中電灯、車両用タイヤ消毒マット、ブルーシート、消毒薬他
養鶏研究所	防疫衣、長靴、保護メガネ、手袋、消石灰、ブルーシート、フレコンバック
各地方局建設部 ・各土木事務所	H型鋼、鋼矢板、覆工板、側溝蓋、仮設防護柵用クランプ、基礎付標識柱、ガードレール、バリケード、転落防止柵、視線誘導標、むしろ、かます、麻袋、大型土嚢、土嚢袋、杭丸太、縄、鉄線、ロープ、つるはし、スコップ、掛矢、照明灯、発電機、防水シート、救命胴衣、一輪車、ヘッドライト 他
各ダム管理事務所	オイルフェンス、オイルマット、チェーンソー、ポータブル発電機、投光器、携行用燃料缶、衛星携帯電話、備蓄用軽油、飲料水、非常食 他
県立病院課	衛星携帯電話、パソコン、GPS、モバイルプリンター、自家発電型ラジオ、牽引ロープ、シュラフ、簡易ベッド、ガスコンロ、発電機、ガソリン携行缶、ポリタンク 他
各発電工水 ・工業用水道管理事務所	可搬型発電機、エンジンポンプ、水中ポンプ、(補修用資材) 補修弁、空気弁、鋳鉄ジョイント、鋼板製各種ジョイント 他
各県立病院	衛星携帯電話、トランシーバー、携帯ラジオ、電池式ランタン、トリアージカード、折り畳み式簡易ベッド、エアストレッチャー、アルミプランケット、バスタオル、ブルーシート、職員用備蓄食料、職員用備蓄飲料水、折り畳み式パーテーション、災害用テント、ポータブル発電機、ガソリン容器、投光器、延長コ

	ード、患者用備蓄食料、患者用備蓄飲料水、 サージカルマスク、手袋、アイソレーション ガウン、防水シーツ、災害時用備蓄医薬品 他
県警本部・各警察署	災害救助用ツールセット、発電機付投光器、 チェーンソー、エアジャッキ、衛星携帯電話、 ランタン、拠点用テント、ブルーシート、簡 易トイレ、防水ライト、放射性粉塵用防護マスク、 防護服、放射性粉塵用簡易雨具、新型インフ ルエンザ対策用キット 線量計 ライフジャ ケット、LED電光掲示板セット 救命ボー ト 他

第2 監査の結果

「平時における事前対策」及び「資機材等の整備」の二つを着眼点として監査を実施したところ、一部の機関において適正を欠く事例が見受けられた。以下、監査の結果及び意見を述べる。

1 平時における事前対策について

(1) 危機管理マニュアル等は整備されているか

監査対象機関の状況を見ると、県民環境部、保健福祉部、土木部、公営企業管理局、警察本部等に所属する、多くの機関において、大規模自然災害（大規模風水害、大規模地震災害、津波災害等）の発生に備えるため、それぞれ対応を定めた要領や計画、マニュアル等を作成し、初動体制の整備を図っている。また、県内には原子力発電所が立地しており、大規模事故（原子力災害）の発生に備えるためのマニュアル等も作成している。

県内の保健所では、風水害や地震等による大規模災害発生時や原子力災害発生時のほか、新型インフルエンザ等の感染症対策など、人の生命と健康を守る重要な役割を担っていることから、非常時においても継続、対応しなければならない業務が多く、20を超える対応マニュアルや指針、行動計画等が整備されている。

また各部局で整備したマニュアル等のほとんどは、過去3年以内に国の指針等の改定や訓練で明らかになった問題点等を踏まえ改訂が行われており、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められた。

応急対策業務を迅速かつ円滑に実施していくためには、緊急時に実際に人を動かせる仕組みづくりが求められる。そのためには整備済みの対応マニュアル等の内容を、職員にいかに周知するか、また、常に内容の点検を行い、不備な点は改善するなどの継続した取り組みが求められる。

各機関においては、関連する機関と連携のもと、実効ある非常時の対応について、体制確保に万全を期されたい。

(2) 関係機関との協力・連携体制は整備されているか

愛媛県地域防災計画において、災害発生時の応急活動、復旧活動に関し各関係機関において相互応援協定を締結するなど平時からの連携強化が求められている。

各機関において、それぞれ想定する災害や危機事象の発生時における国や市町、警察や消防、医療機関などの関係機関・団体等の役割についてあらかじめ把握し、日頃の訓練や連絡会議等を通じ協力体制の構築が図られている。

県において災害対策の総合調整、推進を担当する防災危機管理課や関係各課・機

関では、民間企業や各種団体との間で、物資・資機材調達、交通運輸の確保、医療救護、生活衛生、動物救護、情報発信、帰宅困難者支援等、想定される様々な局面に対応できるよう、100を超える企業等と118の協定を結んでいる。また、家畜伝染病に備える農林水産部においては、家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置を実行するため、例えば鳥インフルエンザの発生時には感染確定から24時間以内の殺処分・72時間以内の焼埋却処分を基本としており、そのために必要な重機や資材の調達、埋却の支援活動に係る体制を構築している。

協定を締結している各課・各機関においては、できる限り発災を想定した訓練を行い、協定内容について運用上の問題点がないか検証し、適宜内容を見直すなど、より実効性の高い体制の強化に努められたい。

(3) 訓練、研修は適切に行われているか

今回監査対象のすべての機関において、想定する災害や危機事象に備えて様々な訓練を年1回以上実施している。

国や市町、消防や関係機関等との合同で行う大規模な総合防災訓練や原子力防災訓練の他、地方本部立上げや収集訓練、資機材の操作訓練や情報収集訓練など、各課・機関が独自で実施している訓練・研修等も合わせると、年間数十回の訓練・研修を行っているところもあった。

発災時に対策本部で対応にあたる幹部職員や、発災直後に情報収集のため各地に派遣予定の職員については、人事異動等で担当者の交代があるため、異動直後の4月に研修会や資機材の操作訓練等を実施するなど、いつ起こるかわからない災害に備えるため、できるだけ速やかに災害危機対応の知識・情報の共有化を図り、体制を整備することに努めている機関もある一方、総合防災訓練への参加が主で、独自の訓練・研修は手薄になっていると思われる機関もあった。

また、資機材の取扱いについて、訓練や研修を実施している機関がある一方、機材の稼働確認も行っていない機関もあり、意識の差がみられた。

各機関においては、大規模災害や危機事象の発生に備えて、今後も様々な事態や被害を想定した実践的な訓練を行い、災害発生時に迅速、的確な対応能力が発揮されるよう、今後も積極的な取組みを期待する。

(4) 情報収集、情報提供等の体制整備は行われているか

発災時には「愛媛県災害時情報収集職員派遣要領」や「医療救護活動要領」において情報収集員の活動体制が整備されている。

また、県と市町等関係機関との情報の相互共有や住民への迅速・確実な情報伝達を目的とした「愛媛県災害情報システム」が平成28年度から運用されているほか、保健福祉部においては、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を使って被災情報や被災地以外の地域の支援体制などの情報が医療機関や自治体、保健所や消防といった関係者で共有できる体制が整備されている。

これらシステムについては、年に数回、又は月1回の入力訓練や情報のとりまとめ訓練が行われているほか、情報収集員については活動内容についての研修会や、活動時に携行する資機材の操作訓練を年数回実施するなどしていた。

災害に係る情報発信等のため、テレビやラジオの放送事業者やネット関連サービス提供会社等と協定も締結し、情報伝達体制を整備している。

発災時に迅速に情報収集し、できるだけ多くの人に的確かつ正確に情報を伝えるためには、多種多様な情報伝達手段を準備する必要がある。

防災・危機対応の様々な関係機関との間で、連絡会議や各種協議会等を開催し、日頃より顔の見える関係を構築し、情報の共有を図ることはもちろんであるが、過去に他県で発生した大規模災害においては、被災前に準備していた情報収集・伝達手段が、機器の損傷や停電等で活用できなかった例もあることから、非常時の電源確保を含めて、あらゆる手段を尽くした情報収集・提供体制を引き続き整備されたい。

2 資機材等の整備について

（1）資機材等の調達、確保は適正に行われているか

災害や危機対応用に県が整備している資機材等については、主に、県の各機関が災害対策本部を立ち上げ、情報収集活動や災害救助活動、医療救護活動を行ったり、応急復旧対策をする際に使用することを目的に整備されているものと、市町が行う被災者援護等を支援するための緊急援護物資や、市町や関係機関・団体の備蓄資機材が不足するような場合に貸し出すことを目的に整備されているものを備蓄している。

災害対策本部用資機材や情報収集用資機材については、職員の配置数や設置される広域防災拠点の数、規模等に応じ算定、整備されている。

県警察においては、災害救助活動用の資機材が整備されているが、風水害等の発生予想や原子力発電所の位置などを考慮し、必要と思われる品目や数量を整備している。

災害拠点病院として指定されている県立病院においては、院内で設置されている

災害対策委員会等で、必要な資機材や医薬品、診療材料等の品目とその数量について検討がなされ、中でも医薬品や診療材料等については卸業者等との委託契約によりランニングストック方式で管理、備蓄されている。

家畜伝染病の発生に備える家畜保健衛生所では、国の防疫指針において定められている家畜防疫員が携行すべき用具や、防疫のための衛生資材、薬品等を整備している。

その他、保健福祉部においては新型感染症治療薬や災害時医療救護活動に必要な資機材が用意され、土木部においては、水防用の資機材等が関係団体等の整備要望も踏まえながら備蓄されている。

これら資機材・備蓄品等について現地調査を行ったところ、一部の機関で事前に提出を受けた調書の資機材・備蓄品リストと、現品の数量が一致していない状況（数量不足やリストにない資材が保管されている等）が見受けられた。特に消耗品については、管理簿が作成されていなかったり、使用（払出）や補充（受入）時の数量確認が十分なされていなかったり、中には長期間に渡り数量の確認が行われていないと見受けられる倉庫もあったので、定期的な棚卸しを実施するほか、新たに整備した資機材等については、整備状況を関係者で共有し、適切な数量管理に努められたい。

また、各機関で備蓄している物資については、その品目や必要数量等を隨時見直し、発災時において必要物資が不足することの無いよう、万全を期されたい。

（2）資機材等の保管場所、保管状況は適切か

県の各機関が保有している資機材・備蓄品については、広域防災拠点に設置されている防災倉庫に配備されている物や水防倉庫に備蓄されている物を除き、各庁舎や病院等の建物内や敷地内にある執務室や会議室、倉庫や機械室等にスペースを確保し、備蓄されている。

①浸水について

県の庁舎の中には、大地震等による津波の発生により、浸水の恐れがある庁舎も存在するが、それら庁舎にある機関においては、可能な限り庁舎の上階へ資機材・備蓄品を移すなどの対策が取られ、浸水被害を最小限にするよう努めている。

②照明について

資機材等の保管場所のうち、構造上、照明設備を有していないものがいくつかあった。夜間や停電時の対応に支障をきたさぬよう、作業用として懐中電灯等の照明器具を配備されたい。また、懐中電灯は置いてあるが電池は保管されていない倉庫もだったので、迅速に対処できるよう、併せて配備されたい。

③配置等について

資機材の保管にあたっては、資機材が散逸しないように、あらかじめ保管場所を定め、品目や用途ごとに表示を行い、非常時に速やかに持ち出せるように、棚等に整理して保管しておく必要がある。しかしながら、一部の機関において、所定外の場所に保管していたため、現地確認時には見当たらなかった資機材や、ある程度分類はされているが、床に雑然と積み上げて置いているため、地震で崩れる恐れのある資材があった。また、はしごで登らないといけない高所に重量のある資材等を保管していたり、箱等に表示がされていないため内容物が一目で分からぬ物や、外箱と中身が一致していない物なども見受けられた。

発災時等の緊急時には、資機材や備蓄品を速やかに搬出することが求められるが、床に物品を雑然と置いているため、通路が確保できないと思われる倉庫や棚等の奥に保管されている備蓄品等の確認や持ち出しに支障をきたすと思われる倉庫もあった。またほとんどの保管場所では地震に備え棚は固定されていたが、一部未固定のものがあり、転倒の恐れもあった。

資機材、備蓄品については災害時の緊急性を考慮し、以下の点に留意の上保管されたい。

- ・資機材の使用者や備蓄品の管理担当者以外の人や少人数でも効率よく持ち出しができるように、倉庫等保管場所の出入口付近や棚に倉庫内の配置図や備蓄品の数量等を分かりやすく表示する。
- ・一見しただけで必要な備蓄品等の判別ができるよう、箱の側面・上面等に内容物(品名)、使用期限、数量等を大きく表示する。
- ・円滑な搬出のため、棚の前には物を置かないなど整理に努め、倉庫内に作業・搬出通路を確保する。
- ・安全な作業のため、重量物の配置に留意し、備蓄品等の落下や転倒防止措置を講じる。

(3) 資機材等の品質、機能の確保は適切に行われているか

使用期限等がある医薬品や食品等を保有保管しているほとんどの機関では、保管台帳をもとに、計画的に入れ替えがなされており、資機材については目視点検や訓練時に使用することによって、品質の劣化や機械類の稼働の可否を確認し、必要に応じ更新していた。また、更新により不要となった資材等については訓練時に使用したり、飲用に適さなくなった飲料水は手洗い用等の雑用水として備蓄している事例等もあり、おおむね適正に管理されていた。

しかしながら、一部の機関において、賞味期限が半年近く経過した食品が更新さ

れないまま備蓄されていたり、配備されて以来数年間、一度も点検や稼働確認されることなく、梱包されたままの状態で保管されている発電機等の機材があったほか、発電機については、稼働時に燃料やエンジンオイルを必要とする仕様のものであるにもかかわらず、これらの確保について十分検討されていない機関も見受けられた。

また、実地調査時に発電機の稼働を試みたところ、起動しなかったものもあった。

資機材や備蓄品は緊急時においてその効果が十分発揮されるよう、良好な状態で保持すべきである。使用期限等あるものは更新の必要性や優先順位を検討し、適切に更新を行うほか、機材については緊急時に確実に稼働できるよう、燃料等の確保や更新方法の検討及び定期的な稼働点検を実施されたい。

(4) 資機材等の運用について、研修、周知を行っているか

衛星携帯電話は、災害発生により固定電話及び携帯電話等の公衆回線が使用できない場合の情報収集・伝達手段として今回対象とした機関のほとんどで備えられているが、これら通信機器の使用方法の周知は、防災訓練等の機会をとらえてすべての機関で実施されていた。また防護服を保有している機関では、防護服の着脱訓練や研修会がなされ、取扱いの注意点が周知されていた。その他、テントの展張や救命ボートの組み立てなど実演し、その取扱い方法を周知している機関や、発電機等の燃料としてガソリンを備蓄している機関では、ガソリンは引火性・着火性の高い危険物であることや取扱時の手順等を携行缶に表示することにより、取扱時の注意事項を周知し、引火事故等の発生防止に努めている例もあった。

資機材の活用については、目的に沿った正しい使用方法でなければその効果を發揮しないばかりか、場合によっては資機材を使用する者が怪我を負ったり、健康を損なう危険もあるため、繰り返し資機材の操作説明や取扱訓練を行い、使用方法について習熟が図れるよう取り組まれたい。

監査の結果 改善等を要する事項があつた機関数

結果 2 (1)	資機材・備蓄品の棚卸や数量確認に改善を要する機関	4 機関
結果 2 (2)	資機材を所定の場所で保管していなかった機関	3 機関
結果 2 (2)	資機材の配置や保管状態（分類や箱等への表示）に改善を要する機関	13 機関
結果 2 (2)	保管棚等の転倒防止や資機材・備蓄品等の落下防止等について対策・改善を要する機関	7 機関
結果 2 (3)	使用期限・賞味期限を過ぎた資材・備蓄品があつた機関	8 機関
結果 2 (3)	機材の稼働確認をしていない機関	8 機関



①保管物が一目でわかるように表示した例



②保管物の用途、更新時期等を表示した例



③ガソリン携行缶に取扱い上の注意点を表示した例



④発電機用に備蓄しているガソリンについて、劣化を防ぐため定期的に入れ替えしている例

⑤不要な物品で棚の資機材が取り出しにくい倉庫



⑥作業スペース・通路が確保がされていない倉庫

